

堺市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月29日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

健康福祉局

(生活福祉部、長寿社会部、障害福祉部、健康部、保健所)

## 第3 監査の対象期間

令和4年度(令和4年4月1日～令和4年10月31日)

ただし、必要に応じて令和3年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和4年11月1日～令和5年3月29日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 生活福祉部 地域共生推進課

#### (1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、就労による自立を図ること等を目的として支援金を支給している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 長寿社会部 国民健康保険課

#### (1) 返納金について

堺市国民健康保険の給付費に保険資格喪失者等に係る給付費が含まれている場合、当該資格喪失者等に対して給付費の返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 健康部 斎場

#### (1) 環境衛生使用料（斎場使用料）について

堺市立斎場条例に基づき、斎場の使用者から使用料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 4 保健所 食品衛生課

#### (1) 環境衛生手数料（食品営業許可手数料）について

堺市食品衛生法施行条例に基づき、食品営業許可申請手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 5 局共通項目

#### (1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

##### ア 公有財産の管理に係る各種台帳の記載

公有財産の管理に係る各種台帳において、下記の記載誤りがあった。

(ア) 公有財産台帳において、普通財産であるにもかかわらず、行政財産としている土地（795.97 m<sup>2</sup>）があった。

(イ) 行政財産使用許可台帳において、掲示板の設置許可数が1基であるところ、2基と記載しているものがあった。

（長寿社会部 長寿支援課）

##### イ 行政財産の目的外使用許可

令和4年12月28日に堺市立老人集会所4か所の現地調査を行ったところ、以下の3か所において、行政財産の目的外使用許可を行っていないものがあった。

- ・榎陵友荘：広報板 1基
- ・向ヶ丘向上荘：看板 1台
- ・中百舌鳥やわらぎ荘：物置 2台

（長寿社会部 長寿支援課）

ウ 行政財産の貸付けに係る歳入科目

自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、貸付料の歳入科目を「財産収入」とすべきところ、「使用料及び手数料」として  
いるものがあった。

(障害福祉部 障害施策推進課)

エ 分合筆を行った土地の使用承認

令和4年1月19日付で分合筆を行った土地について、文化観光局が看板を設置するための使用承認を行う際、同年2月28日に発出した公有財産使用承認書に分合筆前の所在地を記載していた。

(健康部 健康医療政策課)

オ 行政財産の目的外使用許可の使用料

財産活用課発出の「携帯電話小型基地局設置に係る行政財産の使用許可等の取扱いについて(通知)」では、既に使用許可をしている電柱又は電話柱に、同じ事業者が共架する場合は、新たに使用許可を行う必要はなく、使用料は一本ごとに年間2,200円とされている。

しかし、生活衛生センターにおいて、既に使用許可を行っている共架柱に対して、同じ事業者から電気通信ケーブルの増設を目的とした共架の申請があった際、新たに使用許可を行い、重複して、一本ごとに年間4,400円の使用料を徴収しているものがあった。

(保健所 生活衛生センター)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 補助金について

補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 収支予算書の記載

堺市重度障害者歯科診療所管理運営補助金交付要綱では、補助事業者は交付申請に当たり収支予算書を市長に提出しなければならないとされている。

しかし、退職給付引当資産の取崩しとそれを原資にした退職金の支出を予定しているにもかかわらず、当該収支が計上されていない収支予算書を受け取っていた。

(障害福祉部 障害支援課)

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 切手等受払簿の整理

切手等受払簿において、物品取扱員の確認若しくは所属長の決裁又はその両方を受けずに、切手、はがき、レターパックの払出しや受入れを行っているものがあった。

また、長寿支援課では、令和4年11月の月計処理において、当月に使用されていない金種のはがきについて累計欄への記載がなされておらず、物品取扱員による現物照合等の確認が行われていなかった。

(生活福祉部 健康福祉総務課、長寿社会部 長寿支援課、  
障害福祉部 障害施策推進課、健康部 衛生研究所)

イ 現金出納簿の記載

公務で民間駐車場を使用するために管理している現金（前渡資金）について、令和4年12月に3度、支出があったにもかかわらず、現金出納簿への記載がなされていなかった。

(障害福祉部 障害施策推進課)

ウ 公金外現金の取扱状況の報告

公金外現金取扱基準に基づき、所属長は、毎年度終了時に取扱状況を検査し、局総務担当課長に報告することとされている。

令和3年度の堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会実行委員会の事務で扱っている公金外現金について、検査日は令和4年3月31日であったが、局総務担当課長への報告書の提出を失念したため、速やかに報告すべきところ、発出日が同年11月15日と大幅に遅れていた。

(障害福祉部 障害施策推進課)

6 その他

歳入予算の算定について、以下のとおり意見を付す。

[歳入予算の算定について（意見）]

老人福祉施設措置費負担金及び介護保険料（滞納繰越分）の歳入予算は、毎年度、それぞれ2,000円、1,000円の固定額で計上されていた。

しかし、実際の収入額の実績は、数百万円から数千万円となっており、

予算額と決算額に大きな乖離があった。

歳入予算の算定にあたっては、利用し得る資料を最大限活用し、適正に見込むべきものであることを強く認識されたい。

(長寿社会部 長寿支援課、介護保険課)